

I 学校評価とは

1 学校評価導入の趣旨

平成14年度から完全実施された「学校週5日制」の下、児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、健やかな成長を図るためには、各学校において地域の実情等を踏まえた特色ある学校づくりを進めることが求められています。

その実現のためには、まず、教職員自らが日々の教育活動を点検・評価し、改善していく必要があります。

また、家庭や地域社会との連携協力が不可欠であり、学校と保護者、地域住民等との相互のコミュニケーションを深めるため、学校がその情報を積極的に公開し、説明するとともに、保護者や地域住民等の意見をよく聞き、その意向を汲み取りながら学校運営の充実・改善を図っていく活動を継続的に実施していくことが重要です。

平成8年以降、国の中央教育審議会や教育課程審議会などの各種審議会等で、「開かれた学校づくり」、「自己点検・自己評価」、「学校の説明責任」など、「学校評価」についての基本的な考え方が答申されました。

そして、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにする観点から、平成14年3月に、小・中学校の設置基準が制定（幼稚園及び高等学校は一部改正）され、学校が自ら点検及び評価を行い、その結果の公表に努めること、そして、積極的な情報提供を行うことが定められました。

小学校設置基準（他校種についても同様）

平成14年4月1日施行

（自己評価等）

第2条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

2 学校評価導入の背景

- (1) 中央教育審議会答申「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」 (H8年9月)

学校・家庭・地域社会の連携の中で、学校は、自らをできるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、学校の考えや教育活動の状況について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要がある。

- (2) 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」 (H10年9月)

学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにする観点から、各学校は、教育目標や教育計画等の達成状況等に関する自己評価を実施し保護者や地域住民に説明するよう努める。

- (3) 教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」(H12年12月)

各学校が、教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、絶えず見直し、改善を図ることは学校の責務である。

- (4) 教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案 - (H12年12月)

保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校づくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は親からの日常的な意見にすばやく応えその結果を伝える。

各々に学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。

- (5) 21世紀教育新生プラン (H13年1月)

地域の信頼に応える学校づくりを進める
・各学校における自己評価システムの確立

- (6) 中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」 (H14年2月)

4 教員の資質向上に向けての提案

(3) 信頼される学校づくりのために

信頼される学校づくりには、学校は保護者や地域住民に積極的に情報を公開し、理解を得る努力が不可欠である。このため、校長や教員には説明責任を果たす力量の向上が不可欠であるが、このような力量は組織としての学校づくりを進める中、主に日々の職務によって形成し得るものであり、また、学校が日常的に地域に開かれ、外から常に見られる環境にあることも必要である。したがって、学校と学校外との双方向のコミュニケーションを拡充することが必要であり、次のようなことが求められる。

学校からの情報提供の充実

授業公開の拡大

学校評議員制度等の活用

学校評価システムの確立

新しい教員評価システムの導入

- (7) 設置基準の制定 (一部改正) (H14年3月)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・小学校設置基準 | (平成14年文部科学省令第14号) |
| ・中学校設置基準 | (平成14年文部科学省令第15号) |
| ・高等学校設置基準の一部を改正する省令 | (平成14年文部科学省令第16号) |
| ・幼稚園設置基準の一部を改正する省令 | (平成14年文部科学省令第17号) |

3 学校評価の目的

学校評価は、各学校が教育目標とそれに基づく教育活動その他の学校運営の状況等について評価し、その結果の公表を行うとともに、それに基づいて充実・改善を図ることにより、教育の質を高め、よりよい学校づくりをめざす中で、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図るために実施するものです。

各学校において、全教職員がかかわりながら、教育目標や教育活動について振り返り、それらをよりよいものとしていくことができるような学校評価システムの構築を推進することが大切です。



「学校評価システム」とは、学校が組織としての機能をどれだけ果たしているのかということを総合的かつ客観的に診断し、それを基に充実・改善を図っていくものであり、いわば「学校改善システム」とも呼べるものです。

4 学校評価の基本的な考え方

学校評価は、各学校がよりよい学校づくりをめざして行うものであり、学校間の比較や学校のランク付けを行うものではありません。

学校評価を実施する際は、以下の基本的な考え方について教職員で共通認識し、学校全体で取り組むようにすることが大切です。

よりよい学校づくりにつながるものであること

学校評価を教育活動その他の学校運営の改善に生かし、評価のための評価にならないようにすることが大切です。

学校の主体性や特色を生かしたものであること

教職員一人ひとりの課題意識、学校としての改善への願いが生かされるような学校評価を工夫することが大切です。

分かりやすく、使いやすいものであること

学校の教育目標や重点目標、評価項目等について教職員全体で共通認識を図り、保護者や地域住民等にも評価しやすいものとなるよう工夫しましょう。



5 P -D -C -Aサイクルに基づいた学校評価システム

学校の教育活動は、学校が自らの責任のもとに、主体性をもって意図的・計画的に行うものです。これまでも、教育活動の充実をめざして自ら評価・反省等を行ってきましたが、地域に関われ、信頼される学校づくりが求められる中、

これからの学校評価は、

成果や課題を基に、目標と具体的方策を設定する。(Plan)
計画に基づき、具体的方策を実践する。(Do)
実践した具体的方策の達成状況を自己評価する。(Check)
目標の達成状況を診断・分析し、成果や課題を洗い出す。(Action)

という段階が関連しながらサイクルとして機能していく必要があります。

また、児童生徒や保護者、地域住民等の意見を学校の教育目標や活動に反映させて教育の質の向上を図り、よりよい学校づくりをめざして取り組むことが重要です。

